



発行 新潟県
第 28 号
 平成28年4月8日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 463 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
- 464 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 465 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 466 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 467 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 468 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 469 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 470 公共測量の終了通知（監理課）
- 471 公共測量の終了通知（監理課）
- 472 基本測量の実施通知（監理課）
- 473 公共測量の終了（監理課）
- 474 公共測量の終了（監理課）
- 475 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 476 道路の区域変更（道路管理課）
- 477 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 478 都市計画事業の事業計画の変更施行（下水道課）
- 479 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 480 歳入の徴収事務の委託（警察本部会計課）

公 告

特定調達契約の落札者等（管財課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

14 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

知事の要求に係る監査結果（監査委員事務局）

正 誤

平成28年3月30日付け県報号外1 条例第11号中（法務文書課）



◎新潟県告示第463号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9 第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名

株式会社ライフコムリ

代表取締役 高野 美博

2 主たる事務所の所在地

三条市下須頃1079-1

3 取消年月日

平成28年1月29日

◎新潟県告示第464号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
(株) NEWS	三条市東三条1-22-10 203号	だんらんの家桜木町	三条市桜木町5-28	通所介護	H27.5.21
株式会社共栄堂	新潟市秋葉区新町1丁目2番24号	さんろく調剤薬局	上越市春日野1丁目6番31号	居宅療養管理指導	H27.7.1
株式会社共栄堂	新潟市秋葉区新町1丁目2番24号	くるみ調剤薬局	上越市高土町2丁目12番16号	居宅療養管理指導	H27.7.1
株式会社エヌ・エム・アイ	長岡市緑町1丁目38番地283	六日町薬局	南魚沼市六日町140番地	居宅療養管理指導	H27.9.24
株式会社みおん	長岡市信濃2丁目7番1号	レモン薬局	長岡市信濃2丁目7番1号	居宅療養管理指導	H28.3.1
株式会社みおん	長岡市信濃2丁目7番1号	レモン薬局	長岡市信濃2丁目7番1号	介護予防居宅療養管理指導	H28.3.1
有限会社ケイアンドケイ	村上市羽黒町11番22号	くしがた調剤薬局	胎内市表町6番17-6	居宅療養管理指導	H28.2.29
社会福祉法人松代福祉会	十日町市太平664番地4	デイサービスセンターつるかめ園	十日町市蒲生1973番地	通所介護	H28.2.1
社会福祉法人松代福祉会	十日町市太平664番地4	デイサービスセンターつるかめ園	十日町市蒲生1973番地	介護予防通所介護	H28.2.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター柏崎	柏崎市西港町3番20号	小規模多機能型居宅介護	H28.2.29
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター柏崎	柏崎市西港町3番20号	介護予防小規模多機能型居宅介護	H28.2.29

株式会社 恵温堂	五泉市三本木早出 3041-2	みかん調剤薬局	五泉市三本木早出 3041-2	居宅療養管理指導	H28.3.1
株式会社 恵温堂	五泉市三本木早出 3041-2	みかん調剤薬局	五泉市三本木早出 3041-2	介護予防居宅療養管理指導	H28.3.1
有限会社ケイアンドケイ	村上市羽黒町11番 22号	くすのき調剤薬局	村上市新町9番 88号	居宅療養管理指導	H28.2.29
有限会社ケイアンドケイ	村上市羽黒町11番 22号	まいづる調剤薬局	村上市南町2丁目 8番31号	居宅療養管理指導	H28.2.29
有限会社ケイアンドケイ	村上市羽黒町11番 22号	むらかみ調剤薬局	村上市羽黒町11番 22号	居宅療養管理指導	H28.2.29
有限会社ケイアンドケイ	村上市羽黒町11番 22号	しんまち調剤薬局	村上市新町9番 80号	居宅療養管理指導	H28.2.29
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	小規模多機能だ んらん	上越市頸城区北方 125-9	小規模多機能型居宅介護	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	小規模多機能だ んらん	上越市頸城区北方 125-9	介護予防小規模多機能型居宅介護	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	だんらん福祉用具貸与販売事業所	上越市頸城区北方東拼48番地1	福祉用具貸与	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	だんらん福祉用具貸与販売事業所	上越市頸城区北方東拼48番地1	特定福祉用具販売	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	だんらん福祉用具貸与販売事業所	上越市頸城区北方東拼48番地1	特定介護予防福祉用具販売	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	グループホームだんらん	上越市頸城区北方 125-8	認知症対応型共同生活介護	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	グループホームだんらん	上越市頸城区北方 125-8	介護予防認知症対応型共同生活介護	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	共用型デイサービスだんらん	上越市頸城区北方 125-8	認知症対応型通所介護	H28.3.8
株式会社だんらん	上越市頸城区北方 125-8	共用型デイサービスだんらん	上越市頸城区北方 125-8	介護予防認知症対応型通所介護	H28.3.8
中央調剤株式会社	三条市荻堀741	雪椿調剤薬局	加茂市青海町2丁目 367-6	居宅療養管理指導	H28.3.15

中央調剤株式会社	三条市荻堀741	雪椿調剤薬局	加茂市青海町2丁目367-6	介護予防居宅療養管理指導	H28.3.15
有限会社中央調剤薬局	上越市東雲町2-6-24	タカダ南薬局	上越市上中田1071	居宅療養管理指導	H28.3.2
有限会社中央調剤薬局	上越市東雲町2-6-24	タカダ南薬局	上越市上中田1071	介護予防居宅療養管理指導	H28.3.2

◎新潟県告示第465号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
まちトレ魚沼	魚沼市井口新田949-3	魚沼市本町1丁目31番地	魚沼市井口新田949-3	H27.8.1
まちトレ魚沼	魚沼市井口新田949-3	まちなかやトレーニングセンター	まちトレ魚沼	H27.8.1
たがみの里居宅介護支援事業所	南魚沼郡田上町大字川船河甲1052番地1	南魚沼郡田上町大字川船河甲898番地1	南魚沼郡田上町大字川船河甲1052番地1	H28.3.1
たがみの里居宅介護支援事業所	南魚沼郡田上町大字川船河甲1052番地1	老人介護施設たがみの里居宅介護支援事業所	たがみの里居宅介護支援事業所	H28.3.1

◎新潟県告示第466号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
デイサービスセンターひまわり	糸魚川市横町5丁目11番1号	通所介護	H28.3.31
デイサービスセンターひまわり	糸魚川市横町5丁目11番1号	介護予防通所介護	H28.3.31
ショートステイ愛の里よいた	長岡市与板町中田59番地1	短期入所生活介護	H28.3.21
ショートステイ愛の里よいた	長岡市与板町中田59番地1	介護予防短期入所生活介護	H28.3.21

◎新潟県告示第467号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ヘルパーステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	訪問介護	H28.1.31
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ヘルパーステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	介護予防訪問介護	H28.1.31
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ナースステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	訪問看護	H28.1.31
株式会社新潟ゆうあい	妙高市朝日町1丁目10番3号	ナースステーションあたたか柏崎	柏崎市松美2丁目5番38号	介護予防訪問看護	H28.1.31
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	にいがた調剤薬局三条	三条市塚野目5-4-30	居宅療養管理指導	H28.2.29
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	にいがた調剤薬局三条	三条市塚野目5-4-30	介護予防居宅療養管理指導	H28.2.29
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	介護療養型医療施設	H28.3.31
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	訪問看護	H28.3.31
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	介護予防訪問看護	H28.3.31
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	居宅療養管理指導	H28.3.31
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	介護予防居宅療養管理指導	H28.3.31
長岡市長	長岡市大手通1丁目4番地10	長岡市小国診療所	長岡市小国町榎沢88番地	短期入所療養介護	H28.3.31

◎新潟県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
しなの薬局塚野目店	三条市塚野目4-19-17	精神通院医療	平成28年4月1日

◎新潟県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
浜海川頭首工	ため池等整備事業（河川応急）	長岡市	平成28年3月16日

◎新潟県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（佐渡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 小泊地区 確定測量）
- 作業期間 平成27年9月1日から平成28年3月4日まで
- 作業地域 佐渡市羽茂小泊 ほか 地内

◎新潟県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 川東中央地区 確定測量）
- 作業期間 平成27年8月26日から平成28年3月4日まで
- 作業地域 長岡市中沢町 ほか 地内

◎新潟県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 作業期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 作業地域 新潟県内全域

◎新潟県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）富島地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月10日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 長岡市富島町、浦瀬町、福島町 地内

◎新潟県告示第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 宇津俣地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 上越市牧区宇津俣 ほか 地内

◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類及び路線名
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置
佐渡市水津894番から同市水津658番6まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 漁港管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦
所在 新潟市中央区新光町4番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
平成28年3月30日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂滝平1591番2から	新	16.0～18.2メートル	22.9メートル
同市羽茂滝平1591番2まで	旧	16.0～22.4メートル	22.9メートル

◎新潟県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年3月23日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南魚沼市浦佐5460番1の内、5461番1の内、5461番8の内	4.91	76.46
南魚沼市浦佐5460番1の内、5461番1の内、5461番8の内	4.91	15.78

◎新潟県告示第478号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 南魚沼都市計画下水道事業
(2) 名称 魚野川流域下水道(六日町処理区)
- 3 事業施行期間
昭和57年3月12日から平成33年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第479号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 新潟都市計画下水道事業
(2) 名称 新潟市西部公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年6月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第480号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 委託した事務

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）第8条第1項に規定するパーキング・メーターの作動に係る手数料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

新日本警備保障株式会社
長野県長野市上千歳町1121番地1

3 委託の始期

平成28年4月1日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名

新潟県情報通信ネットワーク（新潟県防災行政無線）更新工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部管財課通信管理室
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

工事請負

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成28年2月12日

6 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区万代三丁目1-1

7 落札価格

5,738,534,532円

8 入札公告日

平成27年12月25日

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 感染性産業廃棄物処理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成28年3月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
新潟メスキュード株式会社
新潟市西区寺尾東1丁目19番19号
- 7 落札価格
39,502,080円
- 8 入札公告日
平成28年2月12日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成27年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第77号の一部を次のとおり改める。

平成28年4月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成28年3月18日

政治団体の名称 全国たばこ耕作者政治連盟新潟県支部

（報告年月日平成27年3月31日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	1,676,322 円	1,676,304 円
本年收入額	944,803 円	944,785 円
2 支出総額	1,255,344 円	1,312,294 円
3 本年收入の内訳		
その他の収入	10,148 円	10,130 円
1件10万円未満のもの	10,148 円	10,130 円
4 支出の内訳		
経常経費		19,872 円
備品・消耗品費		19,872 円
政治活動費	1,255,344 円	1,292,422 円
組織活動費	415,443 円	440,479 円
その他の経費	234,735 円	246,777 円

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、知事から要求のあった監査結果を次のとおり公表する。

平成28年 4 月 8 日

新潟県監査委員	野	上	信	子
新潟県監査委員	榆	井	辰	雄
新潟県監査委員	佐	藤	卓	之
新潟県監査委員	高	橋		猛

知事の監査要求に係る監査結果

第1 監査の概要

1 監査の実施根拠

知事から県の事務の執行に関し、監査の要求があり、地方自治法第199条第6項の規定に基づき実施した。

2 監査要求の受理

平成28年2月19日

3 監査の要求事項

福祉保健部において、法定計画としてのまとめがなかった以下の計画に関する「実体面での対応の適否」、「県民への影響の有無」及び「再発防止策」

法定計画名	県計画名	計画期間
都道府県障害福祉計画	新潟県障害福祉計画	第2期 (H21～H23) 第3期 (H24～H26)
都道府県介護保険事業支援計画	新潟県高齢者保健福祉計画	第4期 (H21～H23)
都道府県老人福祉計画		第5期 (H24～H26)
医療費適正化計画	新潟県医療費適正化計画	第1期 (H20～H24)

第2 監査の実施

1 監査の対象

前記第1の3のとおり知事から要求のあった事項を監査の対象とした。

2 監査対象機関

福祉保健部（障害福祉課、高齢福祉保健課、国保・福祉指導課）

3 監査の期間

平成28年2月16日から3月24日まで（予備調査日を含む。）

4 監査の実施方法

福祉保健部から提出のあった「部内整理結果」及び知事政策局・福祉保健部から提出のあった「再発防止策」（以下「部局整理」という。）を基に、法定必須事項や市町村計画への影響などに関して関係職員に聞き取りを行うと共に、必要に応じて追加資料の提出や説明を求めた。

第3 部局整理の概要

1 法定計画としてのまとめに至らなかった経緯

いずれの計画も、当時議論を重ねていた事実は確認できるが、計画策定を見送る旨の最終的な意思決定がなされたという確認はできなかった。

当時の情勢及び主な議論は、以下のとおり。

(1) 新潟県障害福祉計画

平成20年10月、計画の根拠法令である障害者自立支援法を違憲とする訴訟が全国一斉に提起され、法改正の議論がなされた。県では法改正が予想される当時の現行法に基づく計画策定の意義や応益負担から応能負担への変換の考慮等のほか以下の議論が行われていた。

- ・ 障害者の施設から地域への移行が、追い出しと受け取られないか
- ・ 計画作成がサービス量の制限につながらないか

【第2期計画 (H21～H23)】

新潟県障害者施策推進協議会への協議や県議会議員への説明は行ったが、パブリックコメントは実施していない。

【第3期計画 (H24～H26)】

平成23年度末から25年1月まで、計画策定の部内検討を行ったが、論点整理の調整がつかず、法定計画としてのまとめに至っていない。

(2) 新潟県高齢者保健福祉計画

【第4期計画 (H21～H23)】

庁内議論を経て、社会福祉審議会からの了承やパブリックコメントの実施など、一連の手続きは終了したものの、法定計画としてのまとめに至っていない。当時の議論は、以下のとおり。

- ・療養病床の廃止により、老健施設への転換がスムーズに行われない場合、介護難民が生じることにならないか
- ・計画作成がサービス量の制限につながらないか
- ・給付と負担の関係について住民意見の反映が必要ではないか

【第5期計画（H24～H26）】

部内議論を経て、平成25年6月に見直された新潟県「夢おこし」政策プランとの整合を図りながら、同年8月に新潟県高齢者地域ケア推進プランを策定した。同推進プランは第5期計画の法定事項を網羅したものであるため、老人福祉法等の規定により国へ提出したが、法定計画と計画期間が異なっていること等から、国からの理解が得られず、第5期計画についても法定計画としてまとめられていないとの整理となっている。

(3) 新潟県医療費適正化計画

法律及び国の基本方針を踏まえ、平成19年度から計画策定に向けた検討を開始したが、医療資源の乏しい本県においては、医療の充実が望まれるが、例えば療養病床数については、当時介護療養病床の平成23年度末までの廃止が国の方針として決定されていたことから、介護難民や医療難民等が生じないよう目標値の設定を検討する必要があった。その結果、国の参酌標準による試算値と大きな乖離が生ずることとなり、国・県・県内関係団体での調整に時間を要した。

また、平成19年に国の計画目標値ヒアリングにおいて、国の参酌標準と県計画案の乖離について、このまま県が計画とする場合、全国計画には盛り込めない可能性がある旨の指摘があった。その後、地方公共団体の自治事務に関する義務づけ・枠付けの見直しが行われ、本計画は医療費の見通しのみが法定の必須事項となる等、国の大幅な方針転換が行われた。当時の主な議論は、以下のとおり。

- ・療養病床の目標値と国の参酌標準による試算値との間の大きな乖離
- ・療養病床廃止により、老健施設への転換がスムーズに行われない場合、介護難民が生じることにならないか
- ・療養病床を削減する介護療養病床再編計画の中止が見込まれる中で、その動向を注視する必要があるのではないか
- ・医療費適正化という名称が県民に「医療費の削減」などの不安や心配を抱かせることにならないか

2 実体面での対応

法定計画の必須事項として示された事項については、他計画で記載、取りまとめ又は報告等がなされており、実体面においては、これらに基づき法の目的を達成すべく、施策を推進した。

3 県民への影響

(1) 新潟県障害福祉計画

市町村において各地域における障害者ニーズに基づく市町村計画を策定しており、圏域の状況は県において把握していたことから、社会福祉施設等整備費国庫補助金の国協議を行うに当たっては圏域バランスを勘案しており、問題は生じていない。

サービス提供基盤の整備については、平成26年度まで同補助金の国の採択率は100パーセントとなっており、実質的な支障はなかった。

(2) 新潟県高齢者保健福祉計画

市町村ごとの介護保険サービスの見込み量等を把握し、全体として取りまとめたものを元に市町村を支援しており、実質的な支障はなかった。

平成25年度以降は、法定事項を新潟県高齢者地域ケア推進プランに掲載し、公表しており、法定計画と同等の効果があったといえる。

(3) 新潟県医療費適正化計画

県民の健康づくりの推進については、福祉保健部健康対策課を中心として部内各課が市町村や関係団体と連携し、各種施策に取り組んでいる。

医療費は地域の様々な要因に左右され、また診療報酬の影響が大きいことから、県が管理できる要素は非常に限られている。第1期医療費適正化計画は、医療費の急増を抑えるための目標を設定するものであり、県民に対する医療の提供という点では、影響はなかった。

4 再発防止策

(1) 全庁的な対応

知事政策局が毎年、各部局で所管する法定計画の進捗管理を行う。

(2) 福祉保健部の独自対応

部内課長会議等で、当該年度の計画策定予定及び進捗状況の報告を求める。

併せて庁内LANを活用して福祉保健課（主管課）で進捗管理するとともに、部内の職員が随時チェックできる環境を整備する。

第4 監査の結果

知事から監査を求められた福祉医療関係の法定計画に関する確認結果は、以下のとおりである。

1 法定計画としてのまとめに至らなかった経緯等

法令で策定が義務付けられている法定計画としてのまとめがなかった期間が生じた経緯及び原因については、概ね部局整理のとおりであり、これと異なる事実等は特に確認できなかった。

2 実体面での対応の適否

法定計画の必須事項について他計画での記載等を基に施策を推進していたとする点については、次のとおり概ね部局整理のとおりで補完されていたことを確認した。

(1) 新潟県障害福祉計画

県が定める区域ごとの方策など一部確認できなかった点もあるが、その他の事項については他計画での記載等を確認した。

(2) 新潟県高齢者保健福祉計画

一部施設の定員総数など確認できなかった点もあるが、その他の事項については他計画での記載等を確認した。

(3) 新潟県医療費適正化計画

医療費の将来見通しなど一部確認できなかった点もあるが、その他の事項については他計画での記載等を確認した。

3 県民への影響の有無

法定計画としてのまとめが一定期間なかったことの「県民への影響の有無」については、その対象となる範囲が極めて広範かつ抽象的であることから、今回の監査では補助金採択や施設整備への影響に限定して確認を行った。

その結果、部局整理や各課からの説明を聞いた限りにおいては実質的な支障や影響はなかったことを確認した。

なお、福祉保健部が平成28年3月に行った市町村への意見照会の結果によれば、「市町村計画や施設整備に支障や影響はなかった」との意見があった一方、一部の市町村から「市町村計画策定の際に県全体や圏域別の方向性を参考にできなかった」、「県と市町村の信頼関係を揺るがす事案である」など厳しい意見があった。

4 再発防止策

全庁的に法定計画の進捗管理を一元化し、全庁的なチェック体制を構築すること、福祉保健部では更に部内会議や共用フォルダで確認する方策を実施する予定であることを確認した。

5 まとめ（意見）

(1) 法定計画（法令で策定が定められ行政の指針となる計画）には各種のものがあるが、一般的には「当該行政施策における基本的な方向性、必要数量、方策、措置などを記載したものであり、計画的かつ継続的な行政執行の基本となる重要な指針」である。

また、法定計画は「法令で策定が義務づけられたもの」であることから、行政主体である県において法定計画としてのまとめがなかった期間が生じていたことは極めて遺憾であり、強く反省を求めるものである。

(2) 法定計画としてのまとめがなかった期間が生じた経緯及び原因については、概ね部局整理のとおりで認められるが、福祉保健部が行った当時の部長への確認結果によれば「部としては法定計画策定に鋭意努めたものの、国が示した施策の方向性に対する知事の危惧や課題に対し、限られた時間の中で詰め切れず、法定計画としてのまとめに至らなかった」ことを確認した。とはいえ、このことや「当時の福祉医療関係政策を巡る様々な動きや社会情勢の変化の影響もあり、庁内外における論点整理の調整がつかなかった」ことが、本県のみ法定計画としてのまとめがなかったことを容認する理由とはならない。

(3) 実体面での対応や県民への影響についても、県における福祉施策や医療施策の推進のうち補助金採択や施設整備に関しては、実質的な支障や影響はなかったと認められるが、一方で国や市町村、さらには関連事業者や県民との関係において県行政に対する信頼面などでの影響がなかったとは言えない。

(4) 再発防止策については、全庁的に法定計画の進捗管理を一元化することには一定の効果があるものと思

われるが、今回の事案のように県のガバナンス面で問題が生じた場合にも有効に機能させることができるよう、進捗状況の公表など、その実効性の確保に配慮していく必要がある。

- (5) 今後、このような事態を二度と生じさせることなく、適正な計画策定に努めるとともに、県民や国・市町村の県政に対する信頼回復を図ることが求められる。

正 誤

平成28年3月30日付け新潟県条例第11号（新潟県県税条例の一部を改正する条例）
124ページの「平成28年法律第 号」は、「平成28年法律第13号」の誤り。